

令和 6 年度

事業計画書

社会福祉法人 敬愛会

令和6年度事業計画

社会福祉法人 敬愛会

新型コロナ感染症の直近での発生状況は、最も多くの死亡者が出了第8波（2022年12月～1月）に比べて落着きつつはあるものの、未だ終息したとは言えない状況にあります。2類から5類に変わったことで、コロナ感染症についての世間一般の感染予防に対する意識は低くなっています。しかし、虚弱な高齢者が集団で利用している高齢者介護事業所にとっては、今でも厳しい緊張状態が続いています。そのために、特養、グループホーム等の入居施設では、家族との面会や外出、外泊等の制限が続き、入居者の中には精神面で不安定な状況となり、食欲不振や体調不良により入院するケースが今なお続いている。本年度は、様々な制限により利用者及びご家族が受けている精神的負担を少なくするために、感染状況に応じた面会や外出等の制限緩和等に取り組んで参りたいと考えています。

特養では、前年同様入院患者が多く出たことから稼働率が低迷し厳しい状況が続いていますが、本年度においても同じような状況になることが予測されます。実績が回復しつつある通所介護事業や短期入所事業を中心に計画的に取り組み、収入の確保に取り組んでいきます。一方、一昨年度からの光熱水費や食材費、日用品費などの高騰により、経費が嵩み収益を確保するのが厳しい状況にあります。加えて、最低賃金の2年連続での引き上げがもたらした影響は大きく、人件費の高騰により全国の特別養護老人ホームの62%が赤字になるなど厳しい状況が続いている。経費の増加分を価格に上乗せできる業種と異なり、3年に一度の報酬改定に頼らざるを得ないのが現状です。

本年4月からの報酬改定の概要が示されました。介護保険事業全体では1.59%の引き上げとなりましたが、うち、0.98%については処遇改善に充当することになっており、人件費を除く事業運営にかかる費用に充当するには十分とは言えない状況です。そのような中で、将来に亘っての必要な収益を確保するためには、収入を引き上げること意外になく、各事業において稼働率を高めるための一層の取組みが求められます。今回の報酬改定ではこれまで問題にされてきた処遇改善加算についての一本化が示されました。これまでの介護職を中心とした賃金の引き上げにより他職種との賃金格差が課題となっていましたが、今回の改定で事業所内での柔軟な対応が認められました。それに伴い、諸手当を中心とした賃金体系についての見直しが必要となります。また、次年度には当施設に適用されている小規模型特養の報酬額が通常規模の額に統合されることになり、大幅な減収となることから、人件費等の経費削減に向けた検討が必要となります。なお、本年10月より、3年後の新執行体制への移行に向けて管理職を中心とした配置転換を行ないます。

生産労働者の減少に伴い人材確保が社会的な問題となる中で、本年4月には新規学卒者3名を含む5名の職員を採用いたします。これにより、訪問介護事業以外の事業では事業を実施していく上で必要な人材をすることができました。訪問介護事業については新規ヘルパーの確保が全くできずに、事業を存続していく上で厳しい状況が続いている。要介護者にとって、在宅生活を維持していく上で必要不可欠なサービスであり、ヘルパーの確保に向けて重点的に取り組まなければなりません。

1月1日能登半島地震が発生し甚大な被害が出ました。大規模災害時の事業継続計画策定中の出来事で、改めて自然災害の怖さと防災対策の重要性を感じさせられました。感染症発生時における事業継続計画と併せて、実効性のあるものにするために内容について見直す必要があります。

令和6年度事業計画重点項目

1. 基本理念・ケア方針に基づく尊厳あるケアの実践

基本理念の根幹である『人間尊重』の考え方のもと、ご利用者お一人おひとりの意思及び人格が尊重され、その人らしく、豊かな日常生活を営むことができるよう支援する。

1) 基本理念・ケア方針についての理解

新たな職員を迎えて、改めて本法人の設立から今日までの経緯を知り、基本理念並びにケア方針についての周知に努める。

○新人職員研修会での講話（4月）

○理念塾の開催（5月～10月：6回）

【研修運営委員会】

- ・法人設立から現在に至る経緯についての理解
- ・基本理念の趣旨、目的についての理解
- ・設置者の高齢者福祉に対する思い
- ・福祉施設に勤務する者的心構え

○外部講師による『尊厳』についての研修

講師：明石二郎先生

○理念カード・ネームカードの携帯

- ・ 基本理念、ケア方針について正しく理解し、全ての職員が述べることができるように取り組む。
- ・ 自らの行動に責任をもつために常にネームカードを携帯し業務に就く。

2) 尊厳ある介護の実践

利用者が常に尊ばれ、心豊かに暮らしていただくためのケアの向上に取り組む

①人権に配慮した処遇の実践

○入居者、ご利用者への尊厳ある対応と援助（呼名、言葉づかい、介助内容）

【サービス向上委員会】

○“10秒間の愛”の実践

”10秒間の愛”とは、ご利用者お一人おひとりがかけがえのない尊い存在であるということを常に念頭におき、お世話をさせて頂くこと。という創設者の教えに従い忠実に業務に従事する。

○虐待0に向けた職員教育の徹底

福祉事業に従事する者として、いかなる理由、いかなる状況下においても”やってはならない”、“あってはならない”という大前提のもと、全ての職員が利用者の人権を守り、常に尊厳の念をもって業務に従事することを目的とした職員教育に取り組む。

・全体職員研修会 【研修運営委員会】

・アンケート調査の実施（7月、12月） 【サービス向上委員会】

・アンケート結果に基づく研修会の実施

・虐待の実態について、毎月の事業所・部署別会議、ユニット会議において振り返りを行う。

②苦情・相談体制の充実

【サービス向上委員会】

予防感染のために家族の面会が制限されていることで、入居者の状態が伝わらずに不安を訴えられる家族や、職員とのコミュニケーションがとれないために十分な意思疎通が図られず苦情に結びつくケースが見られる。感染の状況に応じて感染対応に十分配慮した上で、できる限り面会、外出、外泊等ができるよう基準の見直しを行い、入居者と家族、家族と職員が以前のような関係性が保てるよう工夫、検討を行おう。

○苦情・相談への適切な対応

- ・ 苦情・相談については、苦情の内容、申し出人の希望、改善に向けての対応等について記録し、速やかに苦情解決責任者に提出する。
- ・ 苦情・相談に対しては、その都度経営委員、サービス向上委員による対策会議を開催し、改善策について検討する。
- ・ 苦情相談の内容及び経過について運営会議に報告する。
- ・ 苦情相談に関する記録は各事業所閲覧簿にて開示する。

○ 感染予防対策を行った上での行事、家族知人との面会、家族会活動の実施に取り組み相互の関係性の改善に努める。

○第三者委員会への報告

- ・ 苦情・相談に関する内容については、第三者委員への申し立ての有無に関わらず毎月書面にて報告する。
- ・ 第三者委員、苦情相談委員との意見交換会の実施（10月）

3) 接遇マナーの向上

①礼節をわきまえた来客者への対応

○立ち止まっての挨拶

『立ち止まって挨拶を』という前理事長の指導が守れていない状況が見受けらる。初心に返り、家族や訪問者への心からのおもてなしに務める。

○おもてなしの心を込めた応対

○丁寧な言葉使い

②職員間相互の指導と助言（その場で注意、その場で指導）

③接遇の状況について、毎月の事業所・部署別会議、ユニット会議等において振り返りを行う。

④接遇に関する研修の実施

【研修運営委員会】

○施設内研修（OJT）の実施

未受講者及び教育が必要な職員を対象に、実技指導者を選任し、年間をとおして定期的に実施する。

- ・ 実技指導者（職員）による実技指導
- ・ 管理職による個別評価の実施

○民間企業における接遇体験研修

2. 『その人らしい暮らし』の実現に向けたケアの提供に努める。

介護を必要とする高齢者が地域や家族との繋がりを維持しながら、その人らしく自律した日常生活を営むことができるようケアに取り組む。

1) 施設介護部門

コロナ感染症やインフルエンザが終息しない中で、感染状況に応じた家族等の面会や行事・諸活動について、参加人数や感染リスクの少ない屋外での活動を中心徐々に活動の場を広げて行く。また、地域の方々との交流についても感染の状況を考慮しながら、十分な予防体制を講じた上で行事が開催できるように務める。

①豊かで自律した生活への支援

○「自分の役割」「生きる目標」が実感できる暮らしに向けた支援

外部講師やボランティアの協力をいただき、豊かで生き甲斐のある日常生活の実現に向けた支援を行う。 【生活相談員、機能訓練部門】

- ・趣味や特技を活かしたサークル活動、カルチャークラブへの参加を促す

※具体的活動内容（プログラム）、計画の立案、実施（週間、月間計画樹立）

※施設内外からのボランティア協力者（個人）の募集（手芸、絵画、習字、カラオケ）

- ・『新聞を読む、話題にする』

- ・機能訓練指導員によるグループリハビリ、レクレーション活動の強化

- ・外出機会の確保

感染リスクの低い時間、場所を念頭において外出機会の確保（ドライブ、自宅訪問、外食）

※個別月間計画の立案・実施

- ・グループ、個人で楽しめるリハビリ、レクレーション器具の購入

○園庭等を活かした戸外活動への取り組み

外出が制限される中で、テラスや園庭、施設周辺での活動を取り入れることで季節感を味わい、社会性の維持に繋がるよう支援する。

- ・散歩、花見

- ・野外食事会

- ・グランドゴルフ参加、見学をとおしてのデイサービス利用者との交流

○自律心の維持、拡大に向けた支援

- ・”とくし丸”や売店の活用

- ・役割の創出（簡単調理、片付け、洗濯物たたみ、暦の日めくり）

○余暇活動への取り組み

余暇時間の過ごし方について入居者の意向を確認し、當時必要な器具や材料を備えておく。また、日々の活動をとおして作成した作品を展示し、作ることへの喜びを思いだしていただく。 【各ユニット・グループ】

- ・作業リハビリを兼ねて特技、趣味を生かした手芸、塗り絵、工作等への挑戦

器具や材料をリビング、居室内に備えておく。（塗り絵や手芸道具等）

- ・『塗り絵コンテスト』の開催（9月）

- ・野尻地区文化祭への参加

- ・『きりしまの園文化祭』の開催（市文化祭出品作品の展示）

○ デイサービスカラオケボックス、ミニシアターの再開

○三大行事についての対応

- ・ 花まつり（4月）～感染状況をみながら、感染対策を講じた上でご利用者、家族参加による開催を目指す 【企画委員会】
- ・ 夏まつり（7月）～感染状況をみながら感染対策を講じた上でご利用者、家族参加による開催を目指す 【企画委員会】
- ・ 敬老会（9月）～感染状況をみながら感染対策を講じた上でご利用者、家族参加による開催を目指す（屋外での実施） 【企画委員会】

②家族とのつながりを大切にした支援

- ・ 感染状況に応じた面会者への対応（感染予防策を講じた上での対面での面会、窓越し面会等）
- ・ タブレット端末を活用したオンラインでの交流
- ・ 「施設設だより」（特養）の発行、送付 【広報委員会】
- ・ 生活のお知らせ、スナップ写真の送付

(1) ユニット型特別養護老人ホームきりしまの園

ケアプラン及び「24時間暮らしの支援シート」（「24シート」）に基づくその人らしい暮らしの実現に取り組む。

- ①お一人おひとりが思い思いの場所で、楽しく過ごせるような環境づくりに取り組む
 - その人らしい居室づくり（家具、置物、写真） 【ユニット】
 - 廊下、セミパブリック等のスペースの活用『憩いの場』づくり
 - ユニット内での簡単調理への取り組み～匂いを楽しむ 【給食委員会】
 - ・ 調理職員のユニットへの出張調理（年間計画）
 - ・ ユニット、グループホームで出来る簡単調理（焼き魚、卵料理、漬け物）
 - 本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくり
 - 【ユニット・従来型・グループホーム】
 - ・ 毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。
 - ・ 毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓にセットする。
 - ・ 入居者や家族が自由に利用できるようカフェコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

- ユニットケアの充実を図る 【ユニットリーダー会議】

ユニットリーダー実地施設としての役割を果たすべく、より質の高い個別ケアの実践を目指してケアに取り組む。

 - ・ 24シートの充実
 - ・ 24シートに基づく記録の充実
 - ・ 記録に基づく課題の抽出、評価、見直しへの取り組み（P D C Aサイクル）
 - ・ ユニットリーダー養成実地研修施設指定更新への計画的取組み

(2) 従来型特別養護老人ホームきりしまの園

従来型施設においてもユニットケアの手法を取り入れ、ご利用者個々の生活リズム、意向や好みを把握し、その人らしい暮らしを実現できるような取り組む。

- 本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくりに取り組む
 - ・ 毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。
 - ・ 毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓に置く

- ・入居者や家族が自由に利用できるようコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

○ユニットケアについて理解する

- ・ユニットケア連続講座への参加
- ・居室、リビングルーム等の暮らしの場としての設営に取り組む

○24シートに基づくケアの実践と記録に取り組む

- ・24シートの作成
- ・24シートに基づく記録の充実
- ・記録に基づく課題の抽出、評価、見直しへの取り組み（P D C Aサイクル）

2) 居宅介護部門

(1) グループホームむつみ

グループホームにおいてもニットケアの手法を取り入れ、ご利用者個々の生活リズムや意向や好みを把握し、24シートに基づきサービスを提供することでケアの統一を図り、認知症高齢者特有の症状の改善に取り組むことで精神面での安定を図る。

○本人の好みや意向に沿って飲物や食べ物を楽しむことができる環境づくりに取り組む

- ・毎食時、漬け物、佃煮、ふりかけ等を食卓にセットする。
- ・毎食時、入居者が自分で自由に飲める小型の急須、ポットを食卓に置く
- ・入居者や家族が自由に利用できるようコーナーを設置し、飲料やポット、茶器等を準備する。

○ユニットケアについて理解する

- ・ユニットケア連続講座への参加
- ・“ユニット型施設における居室、リビングルーム等を参考にして”暮らしの場としての設営のあり方について学習する。

○24シートに基づくケアの実践と記録に取り組む

- ・24シートの作成
- ・24シートに基づく記録の充実
- ・記録に基づく課題の抽出、評価、見直しへの取り組み（P D C Aサイクル）
- ・ユニットリーダー会議への参画

(2) きりしまの園ヘルパーセンター

①訪問介護計画に基づき入浴、排泄、食事介護、調理、清掃、洗濯等の生活支援サービスを提供することにより、介護・支援を必要とする高齢者が、住みなれた居宅において自律した生活を営むことができるよう支援する。

②感染症対応手順の策定に取り組む

コロナ感染症の発症を活かして、利用者及び同居家族が感染した場合のサービス提供について検討し、ガイドライン、対応手順の策定に取り組む

(3) きりしまの園デイサービスセンター

①通所介護計画に基づき入浴、食事、機能訓練等のサービスを提供することにより心身機能並びに社会性の維持を図り、住みなれた居宅において可能な限り自律した日常生活を継続できるよう支援する。

○居宅での生活を維持、継続していく上で必要な支援内容の調査

- 調査結果に基づくインフォーマルサービスの検討
 - アクティビティープログラムの充実
 - カラオケやミニシアターなどの娯楽設備の再開
 - 野菜販売等の生産活動をとおしての生きがいづくりへの取り組み
- ②感染症対応手順の策定に取り組む
- コロナ感染症の発症を活かして、利用者及び同居家族が感染した場合のサービス提供について検討し、ガイドライン、対応手順の策定に取り組む
 - 利用者及び同居家族の体調確認についての検討
 - 利用中における感染発生時の対応（トリアージの基準、抗原検査、消毒方法）
 - 感染症蔓延時のサービス受入時の対応
- ③利用者の心身の状況や多様なニーズに応じた空間づくりに取組む
- 入居者同士の懇談スペース
 - 一人になれる空間づくり
- (4) きりしまの園居宅介護支援事業所
- 居宅介護サービス計画に基づき、住み慣れた地域や居宅において、要支援者お一人お一人の人権が維持され、地域の一員として尊ばれ自律した日常生活が継続できるよう支援する。
- ① ご利用者の心身状況、生活の実態、介護支援状況に即した『居宅介護サービス計画』の作成
 - ② 要支援者を抱える家族の負担の軽減を図るための相談・助言、支援に努める
 - ③ 感染症の拡大により、必要なサービスを受けられないケースに対しては、自宅訪問や電話連絡を密に行い不安の解消に取り組む。また、医療的ケアが必要な場合は、医療機関への情報提供を行うことで必要な医療的措置が受けられるよう支援する。
 - ④ 遠方に在住する家族に対しては、往来が自由にできないことでの不安や心配に答えられるよう情報の提供に取り組む。
 - ・テレビ電話やラインの活用

- (5) のじり地域包括支援センター
- 高齢者が住みなれた居宅、地域において、社会的関係を築きながら自律した日常生活を営むことができるよう総合相談窓口としての機能を強化し、関係機関との連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて計画的に取り組む。
- ① ”認知症高齢者にやさしい地域づくり”に向けた医療・介護両面からの支援体制づくりに取り組む
 - ② 高齢者の社会参加、自律した社会生活を継続していくための支援体制の構築
 - ・生活支援コーディネーターとの連携
 - ・民生員協議会、まちづくり協働体等関係団体との連携
 - ・ボランティア等の社会資源の参画促進
 - ・在宅医療と介護サービスの一体的提供
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、必要なサービスを受けられないケースに対しては、自宅訪問や電話連絡を密に行い不安の解消に取り組む。また、医

療的ケアが必要な場合は、医療機関への情報提供を行うことで必要な医療的措置が受けられるよう支援する。

④在宅介護支援センター業務の充実

専任のソーシャルワーカー、介護支援専門員が協同して在宅高齢者の実態把握、医療・保健・介護に関する相談業務に取り組み、地域における総合相談窓口としての機能強化に取り組む。

3. 経営基盤の確保

新型コロナ感染症、インフルエンザの同時流行の影響を受けて利用者が減少するなど厳しい経営状況が続いている。加えて、水道光熱費、諸物価の高騰により軽費が嵩み必要な収益を確保するのに困難な状況が続いている。事業を維持していく上で必要な収益を確保するために事業収入の拡大に向けて取組まなければならない。

【経営会議・事業所別会議】

1) 新規利用者の確保に向けた取り組み

- 定期的に地域連携室、居宅支援事業所、地域包括支援センターを訪問し、利用対象者に関する情報の収集に取り組む。
- 入居登録者に対し定期的な情報提供に取り組む（ダイレクトメール）
- ホームページに各サービスの空き情報を掲載し、居宅支援事業所及び利用希望者へのタイムリーな情報の提供に取り組む
- ホームページを活用し利用者の暮らしぶりや活動状況等を広く伝える
- 感染状況をみながら感染対策を講じた上で『施設見学』を再開する

①特別養護老人ホーム

- 退去に伴う空床状態を減らすために、常に入所希望登録者の現状把握に努める。
- 看取りケアの充実を図り他事業所との差別化に取組む
- ユニットケアシステムを活用し個別ケアの充実を図り他事業所との差別化に取り組む

②短期入所生活介護事業

- 居宅介護支援事業に対しファックスやメールを活用し、ベッドの空き情報について発信する。

③通所介護事業

- ホームページを活用して、サービスの内容や活動状況、カラオケ、映写会などの娯楽設備など広く紹介する。
- 特養入所希望登録者に向けた定期的な情報提供（ダイレクトメール）
- 介護給付サービス利用者の拡大を図る

④訪問介護事業

新たな職員体制の構築を図り、事業実績の拡大、事業継続に向けた収益の確保に向けて取り組む。

- ヘルパーの確保・養成に取り組む
- 事業継続のための派遣世帯の拡大に向けて取組む

⑤居宅介護支援事業

- 地域包括支援センターとの連携に努める

○サービス提供事業所との密な連携に努める。

2) 新・介護報酬体制への対応（介護老人福祉施設、通所介護事業）

今回の介護報酬改定では、LIFEに組み込まれた加算に加えて、医療と介護の連携や看取りへの対応強化、人材確保のための生産性向上への取組み等が主な内容となっている。安定した事業運営を図るために必要な収入を確保するために加算の取得に向けた積極的な取組みが必要である。また、処遇改善加算が一本化され、職種間配分についての基準が見直された。これに伴い、処遇改善加算に関する手当の見直しを中心とした給与規程の改定に取り組む。

①協力医療機関の連携強化への取組（特養、グループホーム）

【経営会議】

○協力医療機関指定義務化への対応（契約書の検討・見直し）

- ・入所者の急変時における相談体制の確保の明文化
- ・夜間・休日における診療体制の確保の明文化
- ・緊急時における入院体制の確保の明文化
- ・入居者の現病歴等の情報共有のための会議の開催の明文化
- ・嘱託医師の勤務に関する事項（回診日、回診時間）の明文化

②新たな加算の取得及び取得に向けた検討・対策

【経営会議】

- ・配置医師緊急時対応加算（特養）
- ・協力医療機関連携加算（特養）（グループホーム）
- ・協力対象施設入所者入院加算（特養）
- ・介護保険施設等連携往診加算（特養）
- ・特別通院送迎加算（特養）
- ・退所（退去）時情報提供加算（特養）
- ・介護職員処遇改善加算（居宅、包括を除く全事業所）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（特養）
- ・新興感染症等施設療養費（特養、グループホーム）
- ・認知症チームケア推進加算（特養、グループホーム）
- ・個別機能訓練加算（I）（II）（III）
- ・看取り連携体制加算（短期入所）

③新たな減算への対応

【経営会議】

- ・業務継続計画未実施減算（特養、グループホーム、居宅サービス）
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算（全サービス）
- ・身体拘束廃止未実施減算（特養、グループホーム、居宅サービス）

④給与規程の見直し

【経営会議】

4. 機能性の確立

科学的介護を中心とした新たな報酬体系への移行が進む中で、データに基づく新たなケアへの取り組みや介護ロボット、ICTの有効活用による業務体制の見直し等生産性の向上に向けた対応が求められている。当事業所においても、助成金を活用して介護機器やシステムの導入に取組んできた。本年度においても助成金を活用した機器の導入を進め機能性の強化に取組む。

1) 科学的介護の運用体制の強化

LIFEの本格的運用開始にあたって、確実なデータ収集、情報提供に向けた体制強化に取組む。

○データの収集、情報提供

データ提出期限変更への対応（3ヶ月ごと）

○フィードバックに基づくケアの見直しについての体制づくり

○新規利用者に関する確実な情報収集と情報提供

○新たな加算取得についての検討

2) 生産性向上への取組

① 「眠りスキャン」の有効活用

○夜間帯における巡回・状態観察について見直し

○入居者の体調変化の状態把握、早急対応への活用～救急救命措置

○夜間・深夜帯における様子観察の省力化～安否確認のための訪室回数の検討

○夜勤帯における業務内容の見直し

② 業務の効率化、省力化に向けた取組み

○インカム導入による夜勤職員間の情報共有と業務連携システムの構築

○Wi-Fi環境を活用し、バーチャル測定結果の記録システムへの伝送

○助成金を活用した映像型センサーの導入に向けた検討（特養、グループホーム）

○助成金を活用したスタンディングリフト導入に向けた検討（グループホーム）

③ 記録システムの有効活用

○24シートと連動したケア記録入力

○タブレットを活用し”その時、その場”での入力に取り組む

○お一人お一人の毎日の暮らしにかかるような記録に取り組む

・タブレットやボイス入力を活用し僅かな変化や表情を記録する

○24シートに基づくケアの実施状況や入居者の状態変化に関する記録がプランの

評価、見直しに資するように記録の精度を高める。

5. 専門性の確立

LIFEに基づく科学的介護への取組みが本格化し、サービスの質の向上に向けた動きが更に加速していくことが予測される。各事業所においては、科学的介護（LIFE）の目的、仕組みについて理会を深め、更に一步前進できるような取組みが求められる。

コロナの影響を受けて実施が遅れていたユニットリーダー養成研修がようやく軌道に乗り始め、定期的な実習生の受入が始まった。実地研修施設としての役割を果たすために、常に緊張した中で業務を行なうことは負担を伴うが、それが成長にも繋がっている。ユニットケアを充実していくことが質の高いサービスに繋がり、利用者の暮らしの向上に繋がることを念頭において、他職種連携のもと専門性の向上に努める。

1) 科学的介護（LIFE）に基づく質の高いケアサービスへの取組み

【科学的介護検討部会】

① 科学的介護についての職員の理解を深める（全体職員研修会）

② フィードバックされた内容を分析し、ケアの改善に取り組む

※ 科学的介護（LIFE）とは、単に個々の利用者に対する生活支援だけでなくバーセルインデックス（日常生活動作『ADL』を評価するための指標）を用いてこれまで提供されてきた介護サービスについて収集・分析を行ない、その結果を現場にフィードバック（問題解決に向けた指摘、評価）し、エビデンス（科学的な根拠、裏付け）に基づく利用者の自立支援・重度化防止に取り組むこと。

2) ユニットケアの充実図る

ユニットケアの特性を活かし、ケアプランに基づく解決すべき課題（ニーズ）について、多職種連携のもとその人らしい暮らしの継続に向けたケアの実践に取組む。

【ユニット会議、ユニットリーダー会議】

- ① 施設サービス計画（ケアプラン）との整合性に留意し、24シートに沿ったケアを提供する。
 - 「暮らしの聞き取りシート」に基づき、入居者個々の生活リズムや意向・好みが反映される24シートの作成に取り組む。
 - ケアプランと24シートの連動を図る
 - 24シートに基づき多職種連携のもとケアの統一を図る
 - ケアの内容を適切に記録し、P D C Aサイクルを活用してモニタリング・評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行い個別ケアの更なる充実に務める。
- ② ユニットケアを正しく理解しケアの平準化に務める
 - 全ての職員がユニットケアについて正しく理解する。
 - ユニットケア研修未受講者を対象に、ユニットリーダー研修修了者を専任講師として、『ユニットリーダー研修ハンドブック』に沿って座学研修を行い、修了者を対象に『くわの実莊』での実務研修を行う。

※受講者、研修日程の設定

- ユニットリーダー養成研修受講
 - ・介護、看護各1名受講
 - ・管理者研修受講
- ③ ユニットケア実習実地施設としてのスキルを常に維持できるように取組む。

【ユニットリーダー会議】

- ニットリーダー会議の活動の一つとして、定期的に各ユニットを巡回し、ケアに対する取り組みや設えについて相互に高め合う仕組みづくりに取り組む。
- ユニットリーダー実地研修施設更新調査への対応
- ④ユニットリーダー実習実地施設との連携
 - ユニットリーダー実習実地施設連絡会議への参加
 - 九州ブロックユニットケア研修会への参加

3) 看取りケアへの充実

入居者、ご家族の希望に沿って安らかな人生の最期を迎えられるよう看取りケアに積極的に取り組む。

- 医師の指示に基づき、他職種協同による看取りケアの充実に努める。

- 看取りケアについて理解する（全体職員研修会の実施） 【研修運営会議】
- 看取りケア（エンゼルケア）における業務内容、役割分担、手順、準備、作法等について演習を交えた研修を行う。 【研修運営委員会】
- 新たな看護体制下におけるオンコールのあり方について検討する
【処遇会議、部署別（看護）会議】

6. 組織力の強化

- 1) 運営組織の見直し 【経営会議】

開設から38年が経過し職員の世代交代が進む中で、管理職、指導職の育成、職員個々の能力を活かした人材の配置、バランスのとれた事業所間の職員配置等中長期的な視点にたった組織改革を進めるために、法人内事業所全体を対象にした組織改革に取組む。本年度においては、急激な変更に変更による混乱を避けるために、前期後期に分けて一部の管理職を対象にした異動を実施する。

(別紙「令和6年度運営組織図・職員配置図」参照)

①管理運営部門

令和8年4月における組織編成を視野において、本年度後期での異動を実施する。法人全体を統括、管理する部門であり、支障なく移行ができるよう計画的な指導、育成に取組む。

②特養処遇部門

介護、看護、生活指導、介護支援、機能訓練、栄養管理の職種がそれぞれの専門性を活かし、相互に連携しながらケアに取組むことを目標に体制の見直しを行なう。

- 統括部長職を配置し、職種間の指導、調整を図る
- 介護、看護、生活指導の部門について、職種間の連携を図りながらそれぞれの業務が確実に執行できるような体制づくりに取組む

③訪問介護事業

管理者（サービス提供責任者）の退職に伴い、新たな管理者の下で利用者へのサービスに影響を与えることなく事業が適正に行なわれるよう取組む。

- 新サービス提供責任者の配置
- サービスへの影響が出ないように派遣体制（派遣先、派遣担当）について見直しを行う
- 事業を継続していく上で必要な人材確保に努める

④通所介護事業

令和8年4月における組織編成を視野において、本年度後期での管理者の異動を実施する。異動に伴い事業運営に影響が出ないよう、新任者と後任との引き継ぎを計画的に行なう。また、欠員となっていた職種については特養からの異動により年度当初での補充を行なう。

⑤地域包括支援センター

令和8年4月における組織編成を視野において、本年度後期での係長の異動を実施する。係長職については事業所内での昇給及び特養から職員異動で補充を行なう。事業運営に支障を生じないよう新任者と後任との引き継ぎ等計画的に実施する。

- 2) 諸会議・委員会活動の活性化 【経営会議】

事業運営に係る計画や運営上の諸課題について、職種、階層を超えて検討、立案する機会を設けることにより、若手職員の意識の高揚、協働体制（チームワーク）の推進を図り組織体制、組織力の強化を図る。

（別紙「令和6年度会議・委員会実施要領」参照）

3) 専門性の確保と職種間の連携

それぞれの職種が職務を遂行するために必要な時間を確保した上で、職種間理解と相互の連携を図り、ユニットケアの充実に向けて取組む。（特養部門）

①生活指導部門

諸活動の自粛や家族との面会が制限される中で、入居者への精神的な負担は大きい。未だコロナが終息しない中、この状況が慢性化することも考えられる。入居者の不安を解消し、以前のような生活ができるように感染対策を講じながら他職種との連携を図りながら支援に取り組む。

- ・ 入居者に対する暮らしの支援（相談・助言・話し相手）
- ・ 機能訓練部門との連携による余暇活動の活性化
- ・ コロナ渦においても、感染状況を考慮しながら入居者と家族との繋がりが保てるような対応・対策に取組む。（面会、自宅訪問、家族同伴による外出、外食等）
- ・ 小グループでの外出、外食
- ・ ライン、テレビ電話を活用した家族との関わり
- ・ 家族会活動の再開

②介護部門

ユニットケアが導入から10年が経過し、介護職を中心に多職種の連携・協力により、入居者の暮らしにも変化が生まれてきている。毎日の暮らしの中で得られた情報を共有し個別ケアの更なる充実に向けて取組む。

- ・ “眠りスキャン”や新記録システム等のICTを活用し、科学的介護の実践に向けて有効活用に取り組む。
- ・ 新年度の助成金を活用し、職員相互の情報伝達、夜間業務の効率化並びに入居者の安全を図るためのインカム導入に取組む。
- ・ 従来型施設においてもユニットケアの手法を取り入れ、個別ケアの充実に取組む。

○看護部門

「高齢者施設等における感染対応力の向上」「新興感染症発生時における施設内療養」等の医療機関と高齢者施設との連携体制が強化される中で、看護職員の増員に伴い看護機能の強化を図り、入居者・家族が安心して利用できるための医療管理、健康管理体制の充実を図る。

- ・ 看護係長を中心に、指示命令系統の統一を図る。
- ・ 職員体制の見直しに伴い、看護業務内容、役割分担等について検討、見直しを行なう
- ・ 24時間をとおして看護職員、喀痰吸引等医療研修修了者を配置し、医師の指示の下急変者や重度者にも対応できる体制を堅持する。

- ・ ご家族に対して情報提供を適格に行い、ご利用者の状況・状態について把握して頂くとともに、必要な処置、治療が提供できるよう理解を求める。
- ・

○機能訓練部門

- ・ A D L の維持・拡大、栄養管理、口腔ケアの一体的支援に向けた他職種との連携強化に取り組む
- ・ 歯科医師による口腔ケア指導の強化に取り組む
- ・ L I F E の活用にむけたエビデンスにもとづく情報提供への取組
- ・ 余暇活動をとおして生活機能の維持に努めるとともに、暮らしに喜びと「生きていくこと」への活力を持って頂くための支援に取組む

○栄養管理部門

- ・ A D L の維持・拡大、栄養管理、口腔ケアの一体的支援に向けた他職種との連携強化に務める。
- ・ L I F E の活用にむけたエビデンスにもとづく情報提供への取組
- ・ 新たな栄養管理業務に対応するための専従時間の確保
- ・ 職員への負担軽減を図るために、調理機器の購入、調理済食材料、チルド食品の活用を進め業務の効率化に取り組む。
- ・ 原材料が高騰する中で、業者間の情報を的確に捉え経費の節減に取組む。

③居宅サービス部門

介護が必要になっても、住み慣れた地域・居宅において、可能な限り自律した暮らしを継続できるように、それぞれの事業所が連携しながら支援に取組む。

○情報の共有

通所介護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所が連携して当法人事業所のサービス利用者に係る情報を共有し、自宅での暮らしを継続していくために必要なサービスについて検討する。 【居宅サービス検討会議】

4) 人材確保

市内介護事業所等における人材の確保及び離職防止を図るために、小林市では令和5年4月1日付で『小林市福祉人材確保対策支援金制度』が制定され、一人あたり10,000円の支援金が支給されることになった。人材確保の上で有益な制度であり、積極的な活用に向けた働きかけを行なう。業務を行う上で必要な労働力の安定確保に向けて、I C T、介護ロボット等の計画的な導入を進めるとともに、働きやすい職場環境の構築に取り組む。

①人材確保に向けた取組

○短時間労働者（パート職員）の雇用促進

- ・ 入浴専従職員
- ・ 夜勤専従職員
- ・ アルバイト生の活用（夏休み、冬休み等）

○障害者、若年高齢者の雇用

○新卒者確保に向けた取組

- ・ 高校、養成校を訪問し、新規採用に向けた説明、勧誘を行う（5月）

- ・新卒者就職説明会でのPR活動
- ・求人情報についてのホームページへの掲載
- ・積極的な介護福祉士養成実習生の受入

【広報委員会】

※令和6年度新たに宮崎医療管理専門学校からの受入れを再開

○外国人労働者の受入についての検討 【経営会議】

- ・既に外国人労働者を受け入れている施設からの情報収集に努める
- ・受入のための手順や必要経費についての調査
- ・国内の斡旋企業、監理会社との協議
- ・現地調査

○ホームヘルパーの養成・確保 【経営会議】

訪問介護事業を継続していく上でヘルパー確保が喫緊の課題となっている。『介護福祉士実務者研修』『介護職員初任者研修』等の養成を実施している学校、事業所等を訪問し、修了者の確保に向けて取組む

- ・介護職員初任者研修受講促進～助成金の支給
- ・ヘルパー養成施設訪問
- ・ヘルパー派遣時間についての検討（子育て世代の受入）
- ・ヘルパー賃金体系の見直し

○『小林市福祉人材確保対策支援金制度』活用への働きかけ

②『働きやすい職場』づくりに向けた取組

職員の定着に向けて、就労環境の改善についての検討を行い、働きやすい職場環境の構築に努める。 【生産性向上委員会】

○ハラスメント指針の策定

- ・パワーハラスメント
- ・セクシャルハラスメント
- ・マタニティーハラスメント
- ・カスタマハラスメント

○生産性向上委員会

- ・就業時間実態調査に基づく適正化に向けた検討
- ・勤務形態についての検討（特養、グループホーム）
- ・二交代勤務制、週休3日制についての検討
- ・シフト勤務について検討
- ・超過勤務抑制に向けた取組み（例）ノー残業デイ

○中途離職防止

仕事についての悩みや職場の人間関係など職員が抱える問題について、適切な指導・助言を行い、精神面での負担の軽減、中途離職の防止に取り組む。

- ・ハピネスシートの活用
- ・ストレスチェック結果に基づく改善への取組
- ・新入職員を対象にした意見交換の場の設置

【生産性向上委員会】

○働きやすい職場環境づくり

- ・『サンクスカード』の活用

【生産性向上委員会】

【事業所間連絡会議】

- ・チームワーク大賞の活用
- 子育て支援への取り組み
 - 子育て中の職員に対し、家庭と仕事の両立を図るために施設の一部を開放する。
 - ・放課後土・日・祝日見守り～デイサービス送迎車両の活用
 - ・夏休み、冬休み見守り
- 職員サークル活動参加促進
- ③キャリアアップに向けた取組
 - キャリアパスシステムの見直し
 - ・職位、職責、職務内容等に関する任用要件の見直し
 - ・昇給、昇格等の規程の見直し
 - 職種別給料分類表の見直し
 - 資格取得に対する評価

5) 人材育成

介護人材の安定確保を進める上で、中途離職者を出さないための人材育成への取組みが重要である。職員個々が資質・能力を高め、より質の高いケアを行うことで、自らの仕事に誇りと自信を持ち、生きがい、やりがい持てるよう、職場環境の構築と人材育成に取組まなければならない。

- ①階層別施設内研修の実施
 - 新入職員研修
 - 基本理念、ケア方針、接遇、規則・規律など社会福祉法人敬愛会の職員として遵守すべき内容についてカリキュラムに基づく研修の実施
 - 管理職研修
 - 外部講師を招聘し、管理者として必要な能力、考え方についての研修。
 - 全職員を対象にした法令及び運営基準に定められた研修の実施
- ②ユニットケアの更なる充実に向けた研修
 - ユニットケア実施施設視察研修
 - ユニットケアリーダー研修受講（特養、グループホーム）
- ③接遇に関する研修の実施（再掲）
 - 施設内研修の実施～未受講者及び所属長が指示した者
 - 民間企業での接遇体験研修
- ④プリセプターシップの活用
- ⑤新入職員へのリーダー職による定期的な面談の実施（1ヶ月）
- ⑥相談・アドバイザーの配置

7. 危機管理体制強化

サービスの利用にあたって、利用者及びその家族に対し安心、安全なサービスを提供するために、適切な安全対策を講じ委員会等において定期的に状況の確認を行なう。また、事業継続計画（B C P）についてより実効性のあるものにするために、災害及び感染に関する対策検討部会での見直しを行う。

- 1) 事故防止対策
 - ①事故防止対策の徹底

- 決められた内容、決められた方法の周知と遵守（「事故発生防止のための指針」の配布）
- ユニット会議、部署別会議での振り返り（1ヶ月）
- 事故に関する情報の共有（ミーティングでの報告徹底）
- ヒヤリハット及び事故報告書の内容について検証を行い、事故に至る要因や再発防止について検討する。

②機器の有効活用

【処遇会議】

- 眠りスキャンによるデータを基に、入居者の心身の状況及び夜間帯における行動について把握する。
- 転倒リスクの高い利用者には立ち上がりセンサーを併用する。
- 眠りスキャンやにより得られる情報、記録を基に先取りのケア（救命措置、事故未然防止、排泄介助等）について検討する。
- インカムの導入を行ない、夜間における職員間の情報共有、業務伝達、応援依頼等職員間の連携、業務の改善に取組む
- 心電図モニター、医療用酸素、A E D等の医療機器の取り扱いに関する研修及び訓練の実施
- 救急・救命方法についての研修及び訓練の実施

【研修運営委員会】

【研修運営委員会】

2) 感染予防対策の強化

【BCP感染対策検討部会】

- ・ 『感染症対応手順』『感染症ガイドライン』に基づき、感染症発生時における対応の統一を図る。
- ・ 感染症ガイドラインに基づく演習、職員研修の実施（事業所ごとに必須）
- ・ ウィルスウラッシャー（次亜塩素酸噴霧消毒器）の活用
- ・ 感染予防、感染対応消耗品の安定確保
- ・ 感染症別対応マニュアルについて検討、見直しを行なう
- ・ 衛生管理チェック体制の強化に務める
- ・ 家庭内感染や感染症が疑われる時は、速やかに申し出て指示を仰ぐ。

（二次感染の防止）

3) 事業継続計画（B C P）に基づく対応と対策

【BCP災害対策検討部会】

大規模災害及び集団感染の発生を想定し、有事においても利用者へのサービスが滞ることなく提供できるように、計画的に研修、訓練を行い職員への周知に取組む。

①集団感染発症時における事業の継続

○予防対策

- ・ 健康管理やスタンダードプロセッションを遵守し、感染症を持ち込まないよう心がける
- ・ 感染症流行時期には、面会制限や抗原検査を実施し発生予防に取組む

○初期対応

感染症が発生した場合は、感染対策会議を招集し『感染症ガイドライン』に基づき速やかに対応することで二次感染、集団感染に至らないように取組む

○感染対応薬品、備品、消耗品の確保

常に感染症の発生を想定し、検査キットや消毒液などの医薬品、マスク、予防

着等の備品等の備蓄を行なう

○医療機関との連携

医療機関への報告と医師の指示に基づく医療的処置を行ない、入居者(利用者)への適切な医療体制の確保に取組む

○関係団体への報告・協力要請

- ・厚労省の定める基準に沿った関係機関への報告
- ・小林・えびの地区連携協定施設への協力要請

○事業所別事業継続計画書の策定

- ・特別養護老人ホーム版
- ・グループホーム版
- ・短期入所(ショートステイ)事業版
- ・介護ヘルパー事業版
- ・居宅介護支援事業所版
- ・地域包括支援事業所版

②大規模災害発生時における事業の継続

○業務継続計画(BCP)についての理解と周知に取組む(全体職員研修会)

○想定される自然災害(地震、風水害)の発生を想定したフローチャートに基づく訓練の実施

○優先業務についての検討と見直し

- ・被災直後の医療的処置についての計画の策定と訓練の実施
- ・被災直後の施設入居者(特養、グループホーム)に対するケアサービス(食事、入浴、排泄等)の実際を想定した計画の策定と訓練の実施
- ・居宅介護サービス事業に係る発生後の業務開始及び事業継続について、各事業ごとの計画の作成(通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業)

○電気、水道、ガス等のライフライン確保についての検討と見直し

- ・大型発電機の整備
- ・電気器具(照明)、備品(コード等)
- ・燃料(プロパンガス、薪)
- ・生活用水
- ・飲料水

○設備、器具等についての検討と見直し

- ・介護用機器(ベッド、寝具、排泄用具等)
- ・調理用機器
- ・入浴用機器

○備蓄品についての検討と見直し

- ・介護用消耗品(紙おむつ、ペーパー類、洗剤)
- ・食料品

○災害用品の備蓄場所についての検討

○関係団体への協力要請についての検討

○福祉避難所についての検討

- ・受入場所
- ・受入人数
- ・避難者用寝具、ベッド、トイレ等

8. 地域貢献・社会貢献への取り組み

高齢者のみならず障がい者、子ども、生活困窮者などが抱える課題や多様な福祉ニーズに対し、関係機関、団体、住民との連携の基、社会福祉事業所としての専門性、機能性を活かした支援に取り組む。

(1) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

マネジメント機能、コーディネート機能を活かし、行政、関係団体、ボランティア団体、地域住民との協働による地域包括ケアシステム構築に取り組む。

【地域包括支援センター、居宅支援事業所】

(2) 地域共生社会づくりへの参画

【地域貢献部会】

地域貢献・社会貢献への取り組み高齢者のみならず障害者、子ども、生活困窮者などが抱える課題や多様な福祉ニーズに対し、関係機関、団体、住民との連携の基、社会福祉事業所としての専門性、機能性を活かした支援に取り組む。

1) 地域包括ケアシステム構築への取り組みマネジメント機能、コーディネート機能を活かし、行政、関係団体、ボランティア団体、地域住民との協働による地域包括ケアシステム構築に取り組む。 【地域包括支援センター、居宅支援事業所】

2) 地域共生社会づくりへの参画 【地域貢献部会】

① 社会貢献、地域貢献活動社会福祉事業としての専門性、機能性を活かした貢献活動に積極的に取り組む

○子ども・シルバー食堂（通常開催時）

- ・地域ボランティア主体による多世代交流食堂の開催（第2土曜日）
- ・地域住民協力による野菜販売・地域のアクティブシニアの活躍の場の提供
- ・野尻地区「放課後児童クラブ」への参加呼びかけ

（野尻小学校・紙屋小学校・栗須小学校・大塚原認定こども園・野尻保育園）

- ・活動写真等の有効活用（SNS広報）についての検討

- ・フードロス対策への協力と寄付食材の運用についての検討

- ・企業等への食品、物品に関する協賛依頼についての検討

○ 子ども・シルバー食堂（新型コロナ感染拡大時）・年間を通して定期開催へ向けた検討

- ・町内児童クラブへテイクアウトサービス（弁当配布）による支援の検討

- ・町内独居高齢者等へのテイクアウトサービス（弁当配布）による支援の検討

- ・開催時の感染拡大予防策の検討（必要最低人員・。感染予防策・配達方法等）

- ・地域ボランティアリーダーの育成と新規ボランティアの発掘

（ボランティア主体での食堂運営）

○地域繋がる多世代交流スペース『元気De荘』有効活用

- ・地域高齢者の集いの場 「茶飲み場元気D e 荘」の開催（毎週火曜日）

- ・児童図書、絵本、玩具等の配布、おもちゃ病院等ふれあいマーケットの開催

(上半期)

- ・災害時の避難スペース、調理スペースとしての活用
- 子ども見守り隊・野尻小中学校区登校時の交通見守り支援（毎週木曜日）
 - ・野尻小学校区社協への参画
- 軽度認知症、閉じこもり高齢者等に対する生き甲斐づくりの場としての介護ボランティア活動の推進
 - ・高齢者ボランティアの役割明確化、ボランティア年間計画
 - ・元気わくわく体操教室と連動した高齢者ボランティア受け入れ
 - ・手芸指導や傾聴ボランティアを主体とした入居者の生活の質を高める取り組み
- 施設のフリースペース、機能を有効活用した子どもの貧困対策、子育て支援
(※新規事業)
 - ・フリースペース（デイサービス）を活用した居場所作りについての検討
 - ・学習支援の場、団らんの場（食事等）の提供に関する検討
 - ・移送や見守り体制の整備に関する検討
 - ・ボランティア人材の発掘（学習支援・見守り・食事）に関する検討
 - ・放課後（土・日・祝日）見守り支援についての検討
 - ・夏休み、冬休みを活用した学習支援、見守り支援についての検討
- 施設のフリースペース、機能を有効活用した取り組み
 - ・サマースクールについての検討
 - ・中庭コンサートについての検討
 - ・清掃ボランティア受け入れについての検討（※野尻小児童クラブ）

② 地域共同体事業への参画

- 小林市社会福祉法人連絡会
 - ・ふれあい交流食堂開催のための法人間の連携
 - ・フードバンク事業に関する取り組み
 - ・ボランティア人材バンク事業
 - ・小林市内小中学校の福祉教育への協力
 - ・福祉のしごと就職相談・面接会の開催
 - ・福祉人材確保へ向けた検討」((file:///D:/0?.? 参照 2023年3月8日)

3) 生活困窮者自立支援事業「みやざき安心セーフティーネット事業」促進にむけた検討

- 民生委員会、教育機関（学校、幼・保育園）との連携
- 総合相談窓口（ステッカー配布事業）の実施
- 広報活動についての検討
- 先進地視察
- 生活困窮者の実態把握
 - ・生活困窮支援ネットワーク会議との連動
- 地域福祉コーディネーター連絡ネットワークの構築（専門職ネットワーク）
 - ・生計困難者に対する相談援助事業の検討
- 現物給付に関するマニュアル、対応方法についての検討
 - ・法人の機能を活用し食事や寝床の提供等

9. 令和6年度整備計画

- I C T の拡充
 - ・バイタル自動送信システム（特養）
 - ・インカム（特養）
 - ・映像型センサー（グループホーム）
- 大型発電機の設置